

参考：用語解説及び算定の概要

実質赤字比率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率といふ。</p> $\text{実質赤字比率(%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(なし)$ <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計 ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額) <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="420 673 1275 774"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td><td>△ 13,154</td><td>△ 19,129</td></tr> <tr> <td>標準財政規模</td><td>393,036</td><td>396,972</td></tr> </tbody> </table>		R1	H30	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 13,154	△ 19,129	標準財政規模	393,036	396,972																					
	R1	H30																													
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 13,154	△ 19,129																													
標準財政規模	393,036	396,972																													
連結実質赤字比率	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率といふ。</p> $\text{連結実質赤字比率(%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(なし)$ <ul style="list-style-type: none"> ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 <ul style="list-style-type: none"> イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額 <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="420 1234 1275 1562"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td><td>△ 36,080</td><td>△ 42,133</td></tr> <tr> <td>一般会計等</td><td>△ 13,154</td><td>△ 19,129</td></tr> <tr> <td>岩手県国民健康保険特別会計</td><td>△ 816</td><td>△ 1,846</td></tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業特別会計</td><td>△ 943</td><td>△ 987</td></tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td><td>△ 1,120</td><td>△ 1,255</td></tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td><td>△ 4,637</td><td>△ 5,900</td></tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td><td>△ 14,801</td><td>△ 12,868</td></tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td><td>△ 610</td><td>△ 148</td></tr> <tr> <td>標準財政規模</td><td>393,036</td><td>396,972</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。</p>		R1	H30	連結実質赤字額(△は黒字)	△ 36,080	△ 42,133	一般会計等	△ 13,154	△ 19,129	岩手県国民健康保険特別会計	△ 816	△ 1,846	岩手県流域下水道事業特別会計	△ 943	△ 987	岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,120	△ 1,255	岩手県立病院等事業会計	△ 4,637	△ 5,900	岩手県電気事業会計	△ 14,801	△ 12,868	岩手県工業用水道事業会計	△ 610	△ 148	標準財政規模	393,036	396,972
	R1	H30																													
連結実質赤字額(△は黒字)	△ 36,080	△ 42,133																													
一般会計等	△ 13,154	△ 19,129																													
岩手県国民健康保険特別会計	△ 816	△ 1,846																													
岩手県流域下水道事業特別会計	△ 943	△ 987																													
岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,120	△ 1,255																													
岩手県立病院等事業会計	△ 4,637	△ 5,900																													
岩手県電気事業会計	△ 14,801	△ 12,868																													
岩手県工業用水道事業会計	△ 610	△ 148																													
標準財政規模	393,036	396,972																													
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率といふ。</p> $\text{実質公債費比率(%)} = \frac{\frac{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模}}}{\frac{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模}}} = 15.3\%$ <ul style="list-style-type: none"> ・準元利償還金:イからホまでの合計額 <ul style="list-style-type: none"> イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子 																														

実質公債費比率 (つづき)	【本県の状況】			(単位:百万円)	
	地方債の元利償還金	R1	H30	H29	
	地方債の準元利償還金	103,838	111,144	119,442	
	イ	12,047	11,622	11,951	
	ロ	1,118	1,018	868	
	ハ	10,135	9,718	10,179	
	ニ	-	-	-	
	ホ	793	886	904	
	特定財源	1	0	0	
	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,557	1,349	1,213	
標準財政規模	70,477	72,164	74,064		
実質公債費比率(3ヵ年平均)	393,036	396,972	398,812		
			15.3%		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率といふ。				
	$\text{将来負担比率(%) = } \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 221.7\%$				
	<p>・将来負担額: イからヌまでの合計額</p> <p>イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高</p> <p>ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)</p> <p>ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額</p> <p>ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額</p> <p>ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額</p> <p>ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額</p> <p>ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額</p> <p>チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額</p> <p>リ 連結実質赤字額</p> <p>ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p> <p>・充当可能基金額: イからチまでの償還額等に充てができる地方自治法第241条の基金</p>				
	【本県の状況】R1			(単位:百万円)	
	将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
	イ. に係るもの	1,344,487	21,702	50,074	708,523
	ロ. に係るもの	2,071	-	559	366
	ハ. に係るもの	65,680	-	-	30,575
	ニ. に係るもの	-	-	-	-
	ホ. に係るもの	161,926	-	-	161,926
	ヘ. に係るもの	38	-	-	-
	ト. に係るもの	-	-	-	-
	チ. に係るもの	-	-	-	-
	リ. に係るもの	-	-	-	-
	ヌ. に係るもの	-	-	-	-
	特定できないもの	47,280	-	-	△ 47,280
	合計	1,574,202	68,982	50,633	739,464
	標準財政規模				715,124
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額				393,036
					70,477
	※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。				

将来負担比率 (つづき)	【本県の状況】H30					(単位:百万円)
		将来負担額	充当可能 基金額	特定財源 見込額	基準財政 需要額 算入見込額	
	イ. に係るもの	1,355,246	20,694	50,816	724,518	559,218
	ロ. に係るもの	2,794	—	798	500	1,496
	ハ. に係るもの	67,650	—	—	31,087	36,563
	ニ. に係るもの	—	—	—	—	—
	ホ. に係るもの	166,113	—	—	—	166,113
	ヘ. に係るもの	147	—	—	—	147
	ト. に係るもの	—	—	—	—	—
	チ. に係るもの	—	—	—	—	—
リ. に係るもの						
ヌ. に係るもの						
特定できないもの		—	54,399	—	—	△ 54,399
合計		1,591,950	75,093	51,614	756,104	709,138
標準財政規模						396,972
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額						72,164
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。						
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率といふ。					
	資金不足比率(%) = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(なし)$ (【本県の状況】に記した5会計全て)					
	・資金の不足額					
	資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額					
	資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額					
	※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。					
	※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。					
	・事業の規模					
	事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額					
	事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額					
【本県の状況】	※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。					
	※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。					
	R1					H30
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模		
	岩手県流域下水道事業特別会計 (法非適)	△ 943	4,017	△ 987	4,167	
	岩手県港湾整備事業特別会計 (法非適)	△ 1,120	302	△ 1,255	318	
	岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 4,637	92,558	△ 5,900	90,373	
	岩手県電気事業会計(法適)	△ 14,801	6,281	△ 12,868	6,254	
	岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 610	796	△ 148	834	
	※ △は資金余剰					